

循環型社会形成推進交付金制度の実施状況の把握とその評価

金谷研究室 0512009 井上拓馬

1. 背景・論点

日本の廃棄物政策は、平成 12 年の循環型社会形成推進基本法の制定以来、3R の推進と循環型社会の形成を目指した政策が進められてきた。そのような政策の一環として、昭和 38 年より開始された廃棄物処理施設整備費国庫補助金制度（以下補助金制度）は、平成 17 年より新たに循環型社会形成推進交付金制度（以下交付金制度）として運用が開始された。この新制度について、環境省の意見として関は「自治体等からの不満の声は特に上がっていない。」¹⁾と述べている一方で、既存研究等では宮田が「交付金制度の運用が進み事例が蓄積されてから改めて実施実態の調査を行うべきである。」²⁾と指摘をしている。宮田の研究が行われた当時は 56 件の事例しかなかったが、現在は制度の開始から 3 年が経ち 200 以上の事例があるので、新たな実態調査が必要であるといえる。

2. 研究の目的・意義

本研究では、これまでの全国の交付金内示状況、交付金の実績値等のデータから交付金制度の実施状況を把握することを目的 1 とし、交付対象市町村の立場からみた交付金制度の評価を明らかにすることを目的 2 とする。

本研究により、市町村にとってより利用しやすい制度にするための改善点を示すことにつながり、交付金制度の見直しとより効率的な運用が促され、各市町村における 3R 推進政策の実施に貢献できると考える。

3. 研究方法

研究の目的を次のような方法で達成する。

(1)目的 1 の研究方法

交付金の実績値（「交付金制度の全体予算と支出」、「市町村ごとの交付金の使用状況」と、「交付金事業の内示状況」を調査し、考察を加える。

「交付金制度の全体予算と支出」については、財務省の HP 上で公開されている一般会計歳入歳出決算を入手し、それを基に交付金制度に関連する予算とその支出をまとめる。

「市町村ごとの交付金の使用状況」については、一部の市町村に対してアンケート調査を実施する（表 1 の項目番号 4-1 の調査結果を使用）。各年度に市町村に交付された金額とそのうちで使用された金額を調査し、交付金の使用率を求める。

「交付金事業の内示状況」については、3R 推進交

付金ネットワークの内示情報および廃棄物関連雑誌に掲載されている交付金内示情報を基に、平成 17 年度から平成 19 年度における交付金内示事業の内訳を施設の種類別に整理する。

(2)目的 2 の研究方法

アンケート調査を実施し、そこから得られたことを基に目的を達成する。以下にアンケート調査の概要を示す。調査を開始した平成 20 年 4 月 23 日の時点で 3R 推進交付金ネットワークの地域計画一覧に記載されている全 243 の地域計画の中から、廃棄物施設等の施設整備に関連する事業（工期が平成 19 年度までのもの）の内示が行われている 102 の地域計画の計画地域を調査対象地域とした。アンケート票は対象地域のうち 97 件に送付し、アンケート回収

表 1 アンケート質問項目（要旨関連部分）

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
1 地域計画案の作成プロセス			
1-1	コンサル業者への委託の有無	選択式	74
1-4	地域計画案作成時に困難である点	選択式（複数回答可）	73
2 地域協議会について			
2-1	地域協議会の構成メンバー	記述式	68
2-4	協議会中の重要な意見・指摘	記述式	19
2-5	協議会以外での国・都道府県からの指導の有無	選択式	71
3 交付申請について			
3-1	年度ごとの内示金額は希望通りか（平成 17,18,19 年度）	選択式	43,66,59
3-2	交付申請額は内示金額の何%か（平成 17,18,19 年度）	選択式（一部記述）	43,61,52
4 交付金の運用について			
4-1	年度ごとの交付金額・使用額（平成 17,18,19 年度）	記述式	40,60,47
4-4	事業間流用の実施の有無	選択式	70
5 事業実施及び事後評価について			
5-1	事業実施の際の問題点の有無	選択式	70
5-3	事業実績報告書と交付申請書の記入内容の違い	選択式	69
6 交付金制度全体についての意見			
	前制度と比して事務が簡素化されていると感じる時期	選択式	53
	交付要綱・取扱要領に対する印象	選択式	54

数は77件である。アンケート調査の結果について回答の確認及び追加の質問を行うために追加アンケート調査を実施した。追加アンケート回収数は56件である。アンケート調査は平成20年9月1日～9月30日、追加アンケート調査は平成20年11月17日～11月28日に実施した。アンケート調査及び追加アンケート調査の質問内容は表1に示す。

4. 調査結果及び考察

(1)目的1に関する調査結果及び考察

1)交付金制度の全体予算と支出

表2のように廃棄物処理施設整備費の交付金制度予算では実際に交付されている金額（支出済歳出額の割合）は、平成17年度が歳出予算現額の28.6%、18年度が55.5%、19年度が49.7%となっている。現在まででは、用意された予算が十分に交付されていないといえる。このようになっている理由として、事業計画の変更が多いために翌年度繰越額と不要額が多額になったということが考えられる。

表2 交付金制度の予算使用状況
(廃棄物処理施設整備費)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳出予算額(千円)	23,000,000	43,000,000	46,000,000
歳出予算現額(千円)	23,000,000	50,972,285	60,746,221
支出済歳出額(千円)	6,573,244	28,292,690	30,172,405
翌年度繰越額(千円)	7,972,285	14,746,221	18,670,592
不要額(千円)	8,454,471	7,933,374	11,903,224
支出済歳出額/歳出予算現額	28.6%	55.5%	49.7%

2)市町村ごとの交付金の使用状況

表3は市町村における交付金使用率（=交付金利用額/総交付金額×100）である。いずれの年度においても約70%以上の市町村は交付された額を100%使

表3 市町村における交付金使用率

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
有効回答数		40	60	47
交付金使用率別件数	100%	28	47	36
	80～99%	2	1	4
	60～79%	2	5	4
	40～59%	0	0	2
	20～39%	1	3	0
	1～19%	3	3	0
	0%	4	1	1
全体交付金使用率		72.1%	86.9%	73.9%

用していることがわかる。使用率が100%でない場合は、翌年度への繰越が行われている。

3)交付金事業の内示状況

表4より、年度間で比べると、全体の内示件数は約2倍、3倍と増加しているが、事業の種類別の割合には大きな変化は見られない。平成17年度から地域計画承認件数が増加しているため、それにおよそ比例して内示事業の件数が増加したと考えられる。

表4 交付金内示事業数の内訳

	平成17年度(n=188)	平成18年度(n=375)	平成19年度(n=584)
マテリアルリサイクル推進施設	24.5%	24.3%	25.9%
エネルギー回収推進施設	13.8%	12.5%	13.2%
有機性廃棄物リサイクル推進施設	4.8%	5.1%	4.3%
最終処分場	9.0%	8.5%	9.1%
浄化槽	18.6%	21.1%	20.5%
計画支援事業	22.9%	26.7%	26.5%
その他	6.4%	1.9%	0.5%

(2)目的2に関する調査結果及び考察

1)地域計画案の策定プロセスについて

表5より、約6割の市町村が地域計画案の作成作業をコンサル業者に委託していることがわかる。また、表6から廃棄物処理量の現状把握・将来予測を困難であると感じている市町村が多いことがわかる。

表5 地域計画案作成作業をコンサル業者に委託したか

委託した	49件
委託していない	25件
合計	74件

表6 地域計画案作成時に困難な点(複数回答可)(n=73)

廃棄物処理量の現状把握・将来予測	65.8%
マニュアルがない	26.0%
事業費見込み	23.3%
人口推計	20.5%
市町村合併関連	20.5%
ごみ有料化の検討	6.8%
その他	23.3%

2)地域協議会について

表7のように地域協議会の構成メンバーは市町村関係者、都道府県関係者、環境省関係者から成るパターンが多い。

表 7 地域協議会の構成メンバー

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
市町村職員・事務組員	○	○	○	○
都道府県関係者	○	○	○	○
環境省関係者	○	○	○	○
住民代表者等				○
学識経験者・専門家		○		
その他			○	○
件数	49件	8件	10件	1件

地域協議会の重要な意見・指摘について表 8 に示す。重要な意見・指摘は殆どが環境省のものであることがわかる。環境省の意見の内容は「施策の具体的内容、導入・整備する施設の詳細」「廃棄物排出量、処理量の現状及び目標」に関する指摘が主である。

表 8 地域協議会の重要な意見・指摘の数

環境省からの意見	30件
市町村からの意見	1件
合計	31件

表 9 より約 4 割の市町村が地域協議会以外で環境省、都道府県から指摘を受けていることがわかる。指摘の内容は地域計画の内容における「現状と目標」、「施策の内容」に関するものが多い。

表 9 地域協議会以外での環境省、都道府県からの指摘

あり	30件
なし	41件
合計	71件

3) 交付申請について

各年度の内示金額について表 10 に示す。平成 17 年度が 83.7%、18 年度が 87.9%、19 年度が 88.1% であり、概ね希望通りであるといえる。

表 10 各年度の内示金額は市町村の希望通りか

	平成 17 年度(n=43)	平成 18 年度(n=66)	平成 19 年度(n=59)
希望通り	83.7%	87.9%	88.1%
一部希望通り	4.7%	4.5%	3.4%
希望通りではない	11.6%	7.6%	8.5%

内示額と交付申請額について表 11 に示す。いずれの年度においても内示額と交付申請額が「同じ」と回答している市町村の割合は「異なる」と回答している市町村の割合よりも多いことがわかる。

表 11 内示額と交付申請額は同じか

	平成 17 年度(n=43)	平成 18 年度(n=61)	平成 19 年度(n=52)
同じ	81.4%	67.2%	57.7%
異なる	18.6%	32.8%	42.3%

4) 交付金の運用について

交付金の年度間流用を実施した地域について表 12 に示す。平成 17 年度は 32.5%、18 年度は 26.7%、19 年度は 25.5% の市町村が交付金の年度間流用を実施している。そして、年度間流用を実施する理由について表 13 に示す。「諸事情による事業の遅延」が大半を占めていることがわかる。交付金の年度間流用は、市町村が事業の遅延等の不測の事態に対応するために役立っているといえる。

表 12 交付金の年度間流用を実施した地域

	平成 17 年度(n=40)	平成 18 年度(n=60)	平成 19 年度(n=47)
地域数	13件	16件	12件
有効回答数に対する割合	32.5%	26.7%	25.5%

表 13 年度間流用を実施する理由

諸事情による事業の遅延	14件
事業費が確定していなかった、または変動したため	6件
環境省の指示	5件
内示額を満足するため(数字合わせ)	2件
合計	27件

5) 事業実施及び事後評価について

表 14 より、交付金事業実施の際の連絡・指導等については多くの市町村では特に問題がないことがわかる。表 15 に事業実績報告書の記入内容について示す。約 70% の市町村が事業実績報告書の記入内容について予定通りであるということがわかる。

表 14 交付金事業実施の際の委託事業者・市町村・都道府県間の連絡・指導等について

問題あり	4件
問題なし	61件
連絡・指導等の必要がなかった	5件
合計	70件

表 15 事業実績報告書の記入内容は交付申請書提出時の予定通りであったか (n=69)

予定通り	71.0%
概ね予定通り(僅かな金額の差異のみ)	18.9%
予定通りではない	10.1%

6)その他交付金制度全般について

表 16 より、事務の簡素化を実感できると回答した市町村の割合は約60%(表 16 の上4項目の合計%)であり、実感できる時期では「地域計画を策定してから交付申請を行うまでの段階」「交付申請を行ってから年度ごとの事業実績報告書を作成するまでの段階」「全体的に楽」と回答した市町村の割合が大きいことがわかる。

表 16 補助金制度と比して事務が簡素化されていると感じる時期 (n=53)

地域計画を策定してから交付申請を行うまでの段階	20.8%
交付申請を行ってから年度ごとの事業実績報告書を作成するまでの段階	18.9%
全体的に楽	17.0%
地域計画を策定している段階	3.8%
特に事務が簡素化されているとは思わない	24.5%
その他	15.1%

交付要綱・取扱要領に対する印象について表 17 に示す。表 17 より「不満な点がある」と回答した市町村は 10 件であったが、「満足できる内容である」と回答した市町村はそれよりも少ない 7 件であった。交付要綱・取扱要領に対する不満な点については表 18 に示す。表 18 より「不明瞭な点がある」という意見をあげる市町村が多いことがわかる。「不明瞭な点がある」と回答した 7 件のうち 4 件は「交付対象内外の取扱いについて不明瞭である」と回答している。

表 17 交付要綱・取扱要領に対する印象 (n=54)

満足できる内容である	7 件	13.0%
不満な点がある	10 件	18.5%
どちらともいえない	37 件	68.5%

表 18 交付要綱・交付取扱要領に対する不満な点の内容

不明瞭な点がある	7 件
資料が多い	2 件
具体的なマニュアルがあればよい	1 件
合計	10 件

5. 結論

(1)目的 1 の結論

目的 1 について次のことが明らかになった。

- ①「交付金制度の全体予算と支出」については、用意された予算が十分に交付されていない。
- ②「市町村ごとの交付金の使用状況」については、市町村においては、交付された金額は大半が同年

度のうちに使用されている。

- ③「交付金事業の内示状況」については、全体の内示件数は制度開始年度から 3 年間で 2 倍、3 倍と増加しているが、事業の種類別の割合に大きな変化は見られない。

(2)目的 2 の結論

目的 2 について次のことが明らかになった。

- ①地域計画案の作成作業は多くの市町村にとって困難な作業であり、コンサル業者に作業を委託する必要が生じる。計画地域における廃棄物処理の現状および将来予測に苦心することが多い。
- ②地域協議会については、構成メンバーは市町村関係者、都道府県関係者、環境省関係者から成るパターンが最も多く、協議会中の重要な意見は環境省の意見が大部分を占め、協議会以外でも環境省からの指導・指摘を受ける市町村はある。
- ③交付申請では、環境省の内示金額は概ね市町村の希望通りであり、交付申請額も内示額と同額での申請が多い。
- ④交付金の運用については、年度間流用が約 3 割程度の市町村で実施され、市町村が事業の遅延等の不測の事態に対応するために役立っている。
- ⑤事業実施および事後評価については、交付金事業実施は特に大きな問題もなく実施され、事業実績報告書の内容も大半は予定通りとなっている。
- ⑥その他交付金制度全般については、交付金制度の事務は補助金制度と比して簡素化されていると感じる市町村は約 60%である。一方、交付要綱・交付取扱要領の内容に対して満足している市町村は多くない。交付対象内外の取扱いに関する記述等で問題のある可能性がある。

6. 今後の課題

本研究では、主に市町村の立場に立って交付金制度の詳細、現場に着目したが、交付金制度における都道府県や環境省の役割、市町村との関係を詳しく見ることができていない。それぞれの交付金制度の捉え方を比較することが有意義であると考えられる。

参考文献

- 1) 関莊一郎:3R 推進へ 新メニューも追加, 月刊廃棄物, 日報アイ・ビー, 33(4), p6 (2007)
- 2) 宮田真幸:循環型社会形成推進交付金制度による自治体の自律支援のあり方, 東京工業大学大学院総合理工学研究科修士論文, p55(2005)

1. Background

As for State subsidy system for waste treatment facility maintenance costs (the following Subsidies system), use was started in 2005 as Grants system for formation of recycling society (the following Grants system). Three years pass from the start of the system, and new fact-finding is necessary because an example was accumulated.

2. Purpose

Purpose 1: To grasp the enforcement situation of Grants system.

Purpose 2: To clarify the evaluation of Grants system from the standpoint of target municipality.

3. Methods

(1) The method for purpose 1

I investigate the actual value of Grants system (①"The total budget and expenditure of Grants system", ②"the use situation of the grants every municipality ") and ③"the availability of private notifications of the grants business" by using webpage of Ministry of Finance and Ministry of the Environment, a result of the questionnaire survey.

(2) The method for purpose 2

I carry out questionnaire survey and achieve the purpose based on having been provided from there.

4. Conclusion

(1) The conclusion to purpose 1

- ① The budget prepared for is not issued enough.
- ② As for the issued amount of money, most are used for on a year in the municipality.
- ③ The total private notification number increases with double, 3 times in three years from the system start year, but the comparatively big change according to the kind of the business is not seen.

(2) The conclusion to purpose 2

- Making work of the local schedule is the work that is difficult for many municipality, need to entrust a consultant supplier with work occurs. It is often that the present conditions of the waste disposal treatment in the plan area and a future prediction are difficult.
- By the grants application, amount of money of the private notification is almost as good as municipality requested.
- About the use of the grants, diversion between the years is carried out in about around 30% of municipality, and it is useful for corresponding to the unexpected situation such as the delays of the business.
- About Grants system whole, about 60% of municipalities feel that the office work of Grants system is simplified compared with Subsidy system. On the other hand, there are not many municipalities satisfied with the contents of a grants summary and the grants handling point.